

中国古代籍帳研究

概観・録文

池田 温

東京大学出版会

いけ だ おん
池 田 温

著 者 略 歴

1931年 静岡市生れ
1954年 東京大学文学部東洋史学科卒業
1956年 東京大学大学院人文科学研究科修士
(東洋史専攻)
1961年 東京大学文学部助手
1964年 北海道大学文学部助教授
1971年 東京大学東洋文化研究所助教授
現 在 同上教授 財団法人東洋文庫兼任研究員

主要著作

六典所掲開元職員一覧表 1967年
中国古代物価の一考察 1968年
中国古代籍帳集録 1971年
大唐開元礼付大唐郊祀録 1972年
T'ang Household Registers and
Related Documents 1973年
中国古代の租佃契(未完) 1973-75年
沙州図経略考 1975年
大中入唐日本王子説 1978年

中国古代籍帳研究——概観・録文——

1979年5月10日 初 版
1979年6月15日 第2刷

検 印
腐 止

著 者 池 田 温

発 行 者 加 藤 一 郎

発行所 財団法人 東京大学出版会

113 東京都文京区本郷 東大構内 電話(811)8814 振替東京 6-59964

三秀舎・平文社印刷・新栄社製本

3022-21383-5149

序

歴史の国といわれる中国の、廿四史をはじめとする夥しい史籍には、二千年前の漢代以来、歴代王朝の戸籍制度を通じて記録された戸口統計が伝えられている。これは世界に比類のない伝統であり、旧中国の中央集権的官僚支配が、膨大な帝国をいかに統治してきたかを示す屈強の示標といえよう。

もとより『漢書』地理志以下に伝えられた戸数・口数の統計数字を、単純に人口学的データとして扱うことは資料を活かす道でなく、総計数字の増減をそのまま実態とみなすならそれは危険な陥穽におちいつてしまう。しかしこれらの統計が、個々の王朝勢力の消長を雄弁にものごたるバロメーターとなることは当然推察され、それぞれの歴史的背景に慎重な配慮を施せば、間接的に人口学的資料としても活用し得るはずである。

郡県郷里を通ずる戸口の把握は、何よりも帝国存立の絶対的基盤であったから、造籍制度は国制の肝要な一環であり、同時に支配される人民にとって、戸籍登録こそ租税や徭役等の収奪にさらされる第一段階に他ならなかった。

一人一人の丁男を対象とする公課徴収や給田を国制の基本とした北朝後期から隋唐前期に至る時代は、籍帳の役割が特に重大であったと考えられ、旧中国支配の特質を当代籍帳のあり方を通じて追求することが、当面の大きな課題である。

籍帳研究ももとより伝存文献と新出の籍帳断卷の総合的考察を必要とする。『周官』や正史の志類、『通典』以下の政書より関係記事を抄録することは、旧来の制度史研究の常道であり、旧中国の戸籍についてもすでに織田万・狩野直喜・加藤繁諸氏による『台湾私法』『清国行政法』の中で、一応の通史的概観は叙述

されている。更に「戸令」「戸部格」「戸部式」以下の関係法条を主体とする法制史料の分析研究は、仁井田陞先生の手で基本的見通しが示されたといえよう。

従来どちらかといえば閑却される傾向のあった文学的著作を通じて、当代人の籍帳に対する関心の一面を伺うことも可能である。例えば、仕官に際し身・言・書・判四種の試験を受けた当代官人が練習の手本とした判集の中にも、戸籍をめぐる案件はしばしば取上げられている。張鷟の『龍筋鳳髓判』に「戸部侍郎韋珍の奏、諸州の造籍丁口脱落し、租調の破除常歳より倍多なれば、理由をたずね法に付し（処断）せんとするに、諸使に問うとみな春疾により疫死実に多く、故意に疏漏をなすにあらずと言う」（卷二戸部）問題が掲げられ、敦煌本の『判集』にも戦乱により母と分離した子息の合貫の問題などが含まれている。これらは唐前期の例であるが、後期の判文にも、大比判・造帳籍判・登夫家判・書齒判・兩貫判・移貫判・移郷判・徙郷判・樂土判・附貫五年復訖判・戸絶判等二十余篇が『文苑英華』（卷五二九）に収録され、実際の試判の解答の様子がわかる。これらの判は、敦煌本をやや例外として、殆ど駢麗の短文を綴るにとどまり、現実問題に対する切実な気魄を欠き、当代官人の実務を軽んじ古典教養を重んじた性向を如実に現している。

脱俗詩人として著名な寒山に、自らの半生を省みて「老に泊^{おと}ぶまで黄籍を検し、依前として白丁を注す」（『寒山子詩集』）と詠じた句があり、下級官吏にとって戸籍の記入や点検は最も普通のルーティン作業であった。侯白の『啓顏録』という笑話集には、山東の一老佐史（県の胥吏）が、差科の名簿を作り丁の首実検する

際、張破袋・成老鼠・宋郎君・向明府という名の四人を選び出してまとめ、その順に名を呼んでも新任県令が不審を覚えただけだったので、その無能を察し大喜こびしたという話を載せる(『太平広記』卷二五二所収)。かように吏治にうとい官人は胥吏に翻弄される場合が多く、造籍造簿を実際に支えていたのは流外・雜任クラスの下僚であった。

開元年間に制策に及第した陳章甫が、戸部の勘籍において戸籍の誤記が原因で身もと確認をとれず失格しようとした際、担当の吏部員外郎孫氏にあてた手紙が名文として伝えられている(『封氏聞見記』卷三制科・『唐文粹』卷八九)。章甫は、昔范雎は姓名をかえ張祿先生をなりの秦はこれを用いて天下に覇をとえ、張良も韓のために仇を報ぜんとして変名して下邳に遊んだ所を漢祖劉邦に用いられ相となった例などを挙げ、「そもそも籍は戸口を編し、租税(賦一作)を計るゆえんのみ」とより群小を防ぐものにして賢路を約(は)まず。もし人に大才あらば籍を以てこれを棄つるべからず。いやしくも其徳無ければ籍ありといえども何をかなさん。……今もし籍名に誤りあるをもつてすなわち其人を廃さば、僕は賢を蔽うの議の有りたにあらんことを恐る。云々と強弁し、吏部は遂に執政の宰相にはかつてこれを合格させることとし、天下はこれをたたえたという。かように官人層は、戸籍登録を一般人民を支配するためのもので、自分たちはその埒外にあると意識して憚らず、法規を無視しても賢才を登用することこそ、かれらの尚ぶべきモラルであった。右の数例を通じて、夥しい著作を書残した文人官僚の籍帳に対する態度の表裏を見てとることができよう。

結局これら文献の陳述を通じ制度の外枠と理念を認識することはできても、籍帳の実態とその運用の具体的状況を追求するには大きな限界がある。今世紀に中国西陲の敦煌や吐魯番から発見された文書資料が、中国史研究にもたらす画期的寄与は現在では学界周知の所であり、殊に戸口・公課・田土に関する各戸の記事を含む籍帳類は、最も直接に当代人民の実態と支配の志向を物語る根本資料となる。されば、この半世紀における唐前期を中心とする時期の公課制・兵制・田制をはじめ、法制・社会経済史的研究の展開は、新発見籍帳類の分析利用にまつ所頗る大きかった。

しかし敦煌・吐魯番文書が帝国主義列強諸探検隊により各国に持出され、遠く離れた数個所に分蔵され整理編目も進まぬ状態におかれたことは、その活用を数

十年間にわたり少なからず妨げてきた点も否定し得ない。さいわい廿年来のマイクロの普及によりこれら文書資料の研究条件は格段の改善を見、ことに日本の先学の努力により籍帳についてはほぼその全貌に見通しをつけることが可能となりつつある。同時に中華人民共和国における考古発掘、研究がめざましい進展をみせ、戦国秦漢の竹木簡や六朝隋唐の文書の新資料が続々発見され、秦漢の籍帳や、高昌国から唐代にかけての吐魯番地域の籍帳資料が著増してきた。今後同種の材料が更に多く発掘されることが充分期待され、近い将来文書類等一次史料による研究の深化が実現することは殆ど疑いの余地がない。

そこで従来諸研究の成果をとりまとめ、中国古代籍帳の概観を試みることに、現段階で可能な限り籍帳資料を彙録し広汎な研究者の利用に供することが、学界に課された当面の任務ではなからうかと筆者は考える。

目下の所では現存籍帳資料は確かに量的質的に甚だ限られたものであり、たとえば日本の正倉院文書中の籍帳に比してもその価値に格段の差のあることは否定しがたい。けれども伝存文献の豊富さに比し中国の一次史料の決定的乏しさは、僅少な遺存文書の歴史研究に占める相対的重要性を著しく高いものとする。そしていわば社会の細胞をなす個々の家を具体的に記録する戸籍の有用性は、文書資料中でも抜群である。同時に籍帳も、同時代の他の諸文書と関連させてはじめて分析を深めることが可能となる面が少くない。その意味では敦煌・吐魯番文書は、文書群として包括的に整理研究が進めらるべきである。ただ本書はそのための第一歩として、戸籍・計帳・差科簿のほか、戸口・公課・田土に関連する諸問題の理解に有益な官文書・寺院文書を収録するとともに、帳簿類の発達を伺うに参考となる文書の若干を併せ集録した。筆者の見聞の狭さにより、また公表の条件が整わず、当然収載さるべきもので本書に洩れた文書も少くないが、学界各位の示教を得て今後とも新出史料の追補と併せて、種々の資料集を編製してゆきたいと念願している。

顧れば、西嶋定生先生の御指導のもと東京大学大学院において唐代均田制を修士論文のテーマとして以来、筆者は籍帳に強い関心を懷いてきた。大学院で山本達郎先生の西魏計帳様文書を資料とする演習に出席できたこと、仁井田陞先生の中国法制史の講義を聴講し法律文書に対する眼を開かれたこと、西嶋先生や周藤吉之先生らの大谷文書の新研究を通じ、唐代土地制度の認識に新たな視野の展開

する時期に身近かに文書分析の方法を学び得たこと、そして東洋文庫の研究生として榎一雄先生の御指導下に、スタイン文献のマイクロ焼付けの整理点検に従事しつつ数多い文書資料の写真に接し得たこと、いずれも得がたい幸運であった。他方竹内理三先生を代表とする正倉院籍帳研究グループの末席に連なり（一九五九・六〇）、日本古代史研究の高い水準による厳密な調査方法に多くを教えられ、またデニス・トキエット先生らの御好意でケムブリッジ大学シドニー・サセックス・カレッジの唐史シンポジウム（一九六九）に出席し、広い視野から唐史を把える多くの示唆を与えられると共に、ロンドン・パリ所在の文書原本に接する機会を得たことも、筆者にとり望外の感激であった。更に筆者の勤務場所北海道大学文学部（一九六四―七一）・東京大学東洋文化研究所（一九七一）の先輩同僚諸氏が、様々の異なる分野で身をもって学問に対する真摯な取組みの範を示され、終始激励と示教を惜しまれなかったほか、多くの学生諸君や学会の同学から指正と鞭撻を賜わったこと枚挙にいとまない。これら師恩をはじめとする数多い学恩に対し、心から深謝の意を表する次第である。

なお籍帳原本の所蔵機関——龍谷大学図書館大宮分館・大英図書館東洋板本写本部・仏国国立図書館東洋写本部・ドイツ民主共和国科学アカデミー古代史考古学研究所東方部等——が、限られた時間内の原本調査に好意的便宜を供され、またマイクロ写真を本書の挿図に使用する許可を与えられたこと、東洋文庫が豊富な関係資料のマイクロ・写真の自由な利用を認められたことにも御礼を申しのべたい。

また本書の校正に当り、關尾史郎（上智大学大学院生）・北原薫（東京大学大学院生）両氏の御助力を仰ぐことを得、筆者の誤記を数多く訂補していただき、なお困難な印刷過程を通じ東洋文化研究所刊行委員、会計掛・調査掛各位の好意ある御配慮にあずかり、特に東京大学出版会の労を惜しまぬ御協力を得たことも、身にあまるさいわいであって深謝にたえない。

それにもかかわらず筆者の不敏のため、本書にも少なからぬ不備・誤まりを含むであろう。筆者が約八年前、「北大文学部紀要」に中国古代籍帳集録を発表した際は、楊聯陞先生が「食貨月刊」誌に紹介の労をとられ種々の教示を賜わり、西村元佑先生も差科簿録文の誤脱を訂正して下さった他、数名の同学から有益な斧正をいただいた。それらの教示と近年の経験を活かすべく努めたものの、時間

その他の制約もあり自ら省りみて意に満たぬ点も多く、今後とも忌憚ない批正を仰いで改善を心がけてゆきたい。

筆者の現在の予感では、中国籍帳の本格的研究はむしろこれから軌道に乗って進むであろう。日本古代籍帳との比較の問題等、本書で殆ど触れ得なかった課題も数多く残されている。さいわい筆者の知る範囲でも古代籍帳と取組む数名の若い同学がおり、中国における新資料の増加整理と相まって、本書を全面的に改訂する必要に迫られる日の遠くないことを期待しつつ筆をおく。

一九七九年正月

池 田 温

目 次

序

概 観

序 章

一 中国史の特質と籍帳	三
二 古代籍帳の発見と研究	六

第一章 古代籍帳制度の形成

一 籍帳の源流	一四
二 戦国・秦代の戸籍	一七
三 漢代の簿籍	二二

第二章 古代籍帳制度の変質

一 魏晉南朝の戸籍	二七
戸籍と身分制(三七)	戸籍の巧偽(二五)
二 十六国時代の戸籍	三四

三 北朝時代の籍帳	三
-----------	---

三長制と造籍(三)	西魏の籍帳(文書の外型と呼称	戸口と二長	公課と田土	文書
の背景(三)	東魏・北齊の籍帳(五)			

第三章 古代籍帳制度の完成と崩壊	三
------------------	---

一 隋代の籍帳整備	三
-----------	---

二 唐代の造籍	三
---------	---

造籍規定(六)	手実と手実計帳(六)	戸籍の外形と書式(六)	貌定と定戸
(六)	造籍年次(六)	特別身分の籍(六)	計帳(七)

三 開元敦煌籍に現れた検括の痕迹	六
------------------	---

武周・開元初年籍帳の弛緩(六)	開元十年(籍)草稿に見る検括・徴兵(六)
開元四年籍抄録に見える検括(六)	宇文融括戸政策の一面(六)

四 天宝敦煌籍に現れた偽濫傾向	六
-----------------	---

戸当口数の大きさ(六)	男女数の不均衡(六)	偽籍の原因(六)
-------------	------------	----------

五 敦煌差科簿の推移——丁中把握の弛緩	六
---------------------	---

差科簿研究史(九)	文書原型(九)	文書の年代(一〇)	差科簿の登録対象
(一〇)	破除と見在(一〇)	差科簿の作製手続き(一〇)	年齢分布と老小登
簿(一〇)	差科簿に現れた郷間の差異(一〇)	差科の特質(一〇)	大暦差科
簿の形骸化(一〇)			

六 安史乱後の籍帳の壊廃傾向——大暦四年敦煌手実を手がかりとして	二五
----------------------------------	----

大暦手実の外形(二五)	登載戸口の激減(二六)	田土登録の名目化(二六)
全国統計との関連(二六)		

録 文

録 文 目 次	一三
---------	----

挿図目次	三六
録文解説	四三
録文凡例	四三
所蔵機関・登録番号略号	四四
文献略号	四四

録

文

籍帳・差科簿(一―七八)	四五
敦煌籍帳(一一一五)	四五
吐魯番籍帳(一六―七四)	三四
差科簿(七五―七八)	二六
諸種文書(七九―三一六)	二九

英文目次

中国古代籍帳研究

概観・録文

序章

一 中国史の特質と籍帳

中国は普通九億余といわれる世界最大の人口を有する。その人口の正確な統計は公表されていないが、最近の報道（一九七七年九月六日香港時事AFP）によると、訪中した米国家族計画グループに対し中国当局者はくりかえし現在の人口は九億五千万であると語ったというから、今日の世界全人口四〇億余の二割以上、四分の一近くを中国人が占めていることは疑いない。全ヨーロッパ人口の倍近いこの数字は、中国の量的巨大さを強く印象付けるものである。そしてこの膨大な人口の九十数パーセントは漢族であって、五十余种をかぞえる少数民族は全部合計してもその人口が全中国人の約六パーセントを占めるにすぎないとされる。従って漢族は一民族で世界人口の約二割強に相当しており、その歴史的発展と同化力の強さは世界的にみて特に注目し値する現象である。

そしてこの世界最大の人口を産み出した漢族の発展は、今から三千数百年前に都市文明をもつ歴史時代に入ってから、営々と持続され強い一貫性をもつ点でもまた甚だユニークな特徴を示している。世界の他の古代文明は中国より早く開花したが、エジプト・メソポタミア・インダス文明いずれをとってもそれは今日に直接連なっていない。ところが中国では、殷周時代と今日の言語のつながりや文

字の共通性など、基本的文化要素の連続性が三千年を通じて顕著に認められ、その規模の大きさと共に連続性の強さにおいても、世界に比類ない存在と称して決して過言でないであろう。

もとより漢族は孤立してアジア大陸の東端に居住したのではなく、周囲を多種の異民族にとり囲まれた中から徐々に発展した。その歴史において、北方遊牧民族に政治的軍事的に支配されたこともしばしばであり、匈奴・羯・氐・羌・鮮卑・契丹・党項・女真等による華北占拠のみならず、モンゴル・マンシュ・両族によって夫々約百年・二百年間十年間にわたる全中国支配を蒙った。かかる外族支配の経験は漢族の形質・文化に多様性を加えたけれども、それは局部的な範囲に限られ、漢族の一貫した発展に重大な変質をもたらすものとはならなかったのである。

前近代にあつては他の世界と同様、恒例の自然災害による飢饉や疫病、内乱、外族の侵襲を受け、人民生活の惨状において決して他にひけをとらぬ中国で、三千年の歴史を通じ世界に冠絶する人口が培養されてきたのは一体どうしてなのか？

『旧約聖書』の神の人に対する言葉「生めよ繁殖よ地に満ちよ」を憶い出すまでもなく、人間集団であるかぎりいずれも集団の拡大に連なる人口増殖を目標とし、そのための諸施策に力を注いできた。中国でも孔子の言葉として、庶（人口の多いこと）が富（生活をゆたかにする）と教（教育をほどこす）の前提にされている（『論語』子路）。春秋時代末の越王勾践が国内人民の繁殖をめざし、男子

が二十にして娶らず女子の十七にして嫁がぬものはその父母を罰し、男子を生めば二壺酒一犬、女子を生めば二壺酒一豚を与え、三人の子を生むと乳母をお上が世話し、二人生むとお上が食糧を支給したという説話的伝承(『国語』越語)をはじめ、人口増加の政策はこれを挙げるにこたえない。褒賞による婚姻・出産の奨励は、漢の劉邦がその七年(前二〇〇)に民の子を産んだ者の二年間の徭役を免除し、また恵帝が六年(前一八九)に一五・三〇歳の女子の嫁がぬ者に五算(五人分の人頭税六百銭)を課税した例(共に『漢書』卷一下高帝、卷二恵帝紀)以下、歴代ことに王朝の初期において政策的に推進された。しかしかかる人口増加政策は必ずしも持続的に終始維持されたわけではなく、戦乱等による急激な減少の対策として間歇的に取上げられる傾向が強かった。従って一時的な効果以上に、これらの人口施策を高く評価することは許されない。

旧中国を通じ特に顕著な現象は、中央集権的官僚機構に支えられた歴代諸王朝が整備された登録制度をもち、戸口や田土の文書による把握に努め相当な成績をあげたことにある。秦漢以来諸王朝は公定された戸籍制度を有し、版図内の全住民を一人残らず(宗教的出家人や一定年限以上の滞在外国人も含む)登録するたてまえであった。ほぼ一定の書式に従った戸籍を全国各郡県で複数作製し、作製郡県に保管すると共に、その一乃至二セットは首都に送り民政(財政)をつかさどる官庁等に備えられた。戸籍のみならず戸口や公課・田土に関する多様な文書や地方財政の報告書類も、定期的に中央に齎された。これら全国から集まった戸籍以下の文書類は、諸般の行政——主に収税・差役・徴兵・地方官の考課・賑恤など——の基礎データとして活用されるべきであった。

漢以来の諸王朝が残した数千万から億以上に達する世界に比類稀な膨大な戸口統計も、この戸籍制度の上に始めて可能となったのである。後漢の班固(三二—九二)が『漢書』地理志に「漢の極盛なり」として「民戸千二百二十三万三千六十二、口五千九百五十九万四千九百七十八」という全国戸口統計を掲げたのが範例となり、以降正史の地理志等に戸口統計を載せる慣例が踏襲されてきた。全国統計の基盤には実は各郡・国別の戸口の記録が存し、同じく地理志に列挙されるが、筆頭の京兆尹の条に「元始二年(西紀三年)」と明記され、唐の顔師古は「漢の戸口は元始の時に当りて最も殷盛を為せり。故に志はこれを挙げて以て数を為すなり。後も皆これにならう。」と注している。すなわち『漢書』地理志に載る

戸口統計は、偶存した資料が載録されたのではなく、一王朝の連年の統計資料中最高のものが選録された点を銘記せねばならない⁽¹⁾。同じ地理志には境域・田土・墾田等の全国統計も並記されるが、これらは各郡・国についての記載を欠き、戸口統計ほど周到なものでなく、かつ重視されなかったことが明らかである。戸口数こそ王朝の政治的達成の指標として、為政者のもっとも注目する所であった。儒家の理想的国制を示す『周礼』に「司民が民の数を王に献ずるに、王は拝してこれを受く」(秋官司司寇)と述べ、『新書』礼篇にも「受計の礼にて王の親拝する所のもの二あり。生民の数を聞かば則ちこれを拝し、登穀を聞くも則ちこれを拝す」と見える。民数の尊重がすでにイデオロギーに昇化し礼制に定着した様相をうかがうことができる。

二千年以前において、千二百万戸を超え六千万人になんとなす全国統計をなしとげた行政能力は、ローマ帝国の市民センサスが六百万人以下であったのに比し、驚嘆に値するものである。しかもこの前漢末の戸口統計は、最古の全国郡国戸口数を伝える点で重要であるばかりでなく、その信憑性が極めて高く評価される点でも貴重な存在といわねばならない。

以後籍帳制度や戸口統計の推移をたどると、そこには決して一直線の発展は見られず、むしろ多様な変質が見出され、統計数字の変動も大きい。従って各王朝それぞれの時代の個別条件を検討することが、各代の戸口統計を理解するに必須であり、単純に数字の比較を行なうことは無意味である。しかし巨視的に通観すると、唐以前と宋以後で戸籍の様相に相当大きな変化が見出される。宋の戸籍の特徴は主戸・客戸の峻別、及び丁を主として登録した結果戸当口数の平均が約二人となる統計が主流を占める点にある。もっとも宋代でも丁男のみならず女子や老小を含む全口を登録したばあいもあるが、全体からみると丁主体の登録が戸帳や丁口帳で広く行なわれた⁽²⁾。明代になるとその黄冊は全戸口を含む点で、宋代より唐以前の籍と共通するが、「賦役黄冊」と呼ばれて十年に一回の編審であった⁽³⁾のを見ても、三年一造の唐籍と同日に語ることはいえない。

唐代の中期(八世紀後期)に税制が、丁男対象の租庸調制から土地対象の兩税法に大きな転換をみせたことが、籍帳を通ずる支配にも一定の変化をもたらしたことは推察に難くない。本書の対象とする中国古代籍帳は、右の変化以前のものを主体とする。

漢代に戸籍は一般に名籍・名数・名などと呼ばれ、戸籍からぬけて逃亡する者が亡命（亡名）といわれた。算賦・口賦という人頭税が賦課され、毎年八月人口調査の実施された漢代は、旧中国で戸口調査の最も徹底した時期とされている。人頭支配ないし個別人身支配とよばれる統治を特徴とする秦漢帝国において、名籍は支配の拠って立つ基礎資料を提供した。

漢帝国の崩壊は人頭税の制度も消滅せしめ、六朝時代には戸調制（戸当賦課税制）が主流となると共に、戸籍を通ずる人民把握にも蔭客制や戸等制の採用の如き多様化がみられた。同時に貴族制の発達、士・庶の分化の明確化、賤民身分の細分化等に応じ、戸籍の身分標示が重視され、その身分台帳としての性格がきわ立ってくる。王朝の分立に加えて北族の侵入、華北から江南への戸口移動に伴なう僑郡県設置などにより、集権的行政能力は秦漢時代より低下し戸口把握も後退したが、戸籍の重視は相変わらず、戸口統計の作製も続けられた。

伝説上の夏禹の時代にまで戸口や墾田統計の存在が信ぜられ、もっともらしい数字が伝鈔されるに至った⁴ことは、籍帳を媒介とする支配方式が普遍的なものとして治者の認識に定着したあらわれである。さらに死後の世界である冥府にも一人一人の姓名・年齢（寿命）を登録し善悪の行迹を記録する籍帳が具えられていると、当代人は観念するに至った。流行をみた再生譚・報応説話に生々しく物語られる冥界の籍帳記載の叙述を通じて、当代人民の現世の戸籍に対する怖れや反撥を読みとることも可能である。

北朝で均田制・三長制・均賦制が成立すると、人身把握は再び強化され、計帳の発達や貌閥の徹底につれ隋代に大きな成果を示し、漢代にほぼ匹敵する戸口統計を生むに至った。

秦漢以来発達してきた成文法体系は、晋の泰始律令（二六七）において律（刑法、違犯に対する制裁規定）・令（行政法、官制を中核とする国制規定）二大法典の分立をみた。令の最初の篇目が戸令であり、郡県を通ずる戸の支配を国制の筆頭におく所に、晋以降の成文法の特質がうかがわれる。隋代には律・令・格（詔勅による律令の改訂、新制）・式（官庁別施行細則）四種の法体系が整い、令の篇目も官品・職員を最初に配し次に祠・戸を並べる形に改められた。この点は戸籍による人民支配を軽視したことを必らずしも意味せず、官僚制の進化発展に応ずる国制観念の変質を示すものと解される。隋から初唐にかけて右の法体系が完成の

域に達し、州・県・郷・里を通ずる丁男の把握を原点とする諸制度が大成され、「律令制支配」とよばれる体制の成熟を迎える。

戸婚律の第一条以下に、戸籍からの戸や口の脱漏に対し、戸主・里正・地方官を処罰する規定がおかれ、戸令第一条以下が百戸の里および城郭の坊と郭外の村の規定が始まり、戸数を基準とする州・県の等級規定もそこに含まれている如く、律令支配はまず戸口の登録を拠点とするものである。

唐宋時代には三年ごとに全国各州から戸籍と地図が尚書省に上進される定制であつたが、これが戸籍によって人民を、地図によって土地を代表させ、一定時におけるその貢進が皇帝への臣属を象徴する古代礼制以来の観念をうけつぐものであることはいうまでもない。戸主の申告（手実）を基礎とする造籍制度は初唐に完成し、盛唐に至るまで統計戸口の漸増を認めるが、八世紀中葉玄宗朝の最高の数字も漸く隋の水準に復した程度で、戸口登録率は到底漢や隋に及ばない。唐前期における社会の変質が律令制支配を掘りくずし、逃戸や土地兼併が増したからである。この社会変動は籍帳そのものにも偽濫をはびこらせ、戸口把握の弛緩をもたらさずにはおかなかった。安史の乱を契機とする載籍戸口の激減は、律令制支配の破綻を端的に示す。ここに古代籍帳制度は急速な崩壊に向い、客戸の付籍や土地を基準とする課税体系への転換とともに、人身把握の機能は後退した。

以上、中国古代諸王朝の展開とそれに対応する籍帳制の推移を一瞥した所に明らかなように、人民支配の基盤となる戸籍は一貫して国家統治のパロメーターをなしており、それだけに各時代の内包する矛盾に敏感に反応する。世界に比類ない整備された籍帳制度の実際運営がどのように行なわれたかは、興味深い問題であるが、更に時代と共に顕著な変質を示す籍帳の動態は、より重要な研究課題といわなければならない。

（一）『漢書』卷二八上地理志第八上、京兆尹、一五四三、一五四四頁、『同』卷二八下地理志第八下、一六四〇頁、宮崎市定『中国史上巻』（岩波全書、一九七七）一九四頁には「平帝の元始二年（紀元二年）に中国で最初の戸口調査が行われたが、この統計によれば戸数一二三万三〇六二、人口五九万九千九百七十八とあり、漢代における戸口では最高の数と言われる。奴婢はの中には含まれなかったであろうが、それはたいたした数ではなかったと考えられる。」と述べられるが、前漢末に至り中国で最初の戸口調査が行なわれたというのは明らかな誤解である。顔師古の注が（前）漢朝の最高の数字を掲げたと解釈するのが当っており、秦以来戸口調査が行われてきたことは

周知の通りである。なお奴婢が統計に含まれぬという見解も根拠が示されぬので容易に従いがたい。一般庶民にも奴婢にも漏口が存在したことはいうまでもないが、登録対象となっていた点では庶民もかわりがなかった。

(2) 宋代の戸籍については本書で全く触れ得ぬが、五等丁産簿を中心とする税役との関連が問題となり、特に客戸の実態・性格をめぐって活発に議論をされている。従来の研究については加藤繁『宋代の戸口』『宋代の主客戸統計』『宋代の人口統計について』(同著『支那経済史考証』下巻、東洋文庫、一九五三所収)をはじめ、曾我部静雄『均田法とその税役制度』(講談社、一九五三)中の宋代の戸籍、三四五—五六頁、周藤吉之『宋代の佃戸・佃僕・傭人制』(同著『中国土地制度史研究』所収、東京大学出版会、一九五四)、柳田節子『宋代の客戸について』(史学雑誌六八—四、一九五九)、同『宋代国家権力と農村秩序——戸等制支配と客戸——』(『前近代アジアの法と社会』所収、勁草書房、一九六七)、草野靖『宋代の戸口統計上に所謂客戸について』(史淵七九、一九五九)、同『宋代の主戸・客戸・佃戸』(東洋学報四六—二、一九六三)、岡本雅博『宋代の戸籍上の客戸について』(東方学二八、一九六四)、佐竹靖彦『宋代鄉村制度之形成過程』(東洋史研究二五—三、一九六六)、梅原郁『宋代の戸等制をめぐって』(東方学報四一、一九七〇)、丹喬二『戸に関する一考察——主戸客戸制研究の前提——』(東洋史研究二七—一、一九六八)、同『宋代の主戸客戸制と客戸の税負担』(『青山博士古稀記念宋代史論叢』省心書房、一九七四)、嶋居一康『宋代の佃戸と主客戸制』(東洋史研究三〇—四、一九六二)、同『兩税法下における客戸の主戸化と戸名について』(『鹿大史学二〇、一九七二)、中村良広『宋代客戸制度の一試論』(『秋大史学二〇、一九七三)、坂野良吉『唐宋『變革』と客戸制度』(名古屋大学東洋史研究報告三、一九七五)等枚挙にいとまがない。それらを通じて明らかのように、唐朝前期以前における全国一律に丁中男を対象とする均一な租調役を賦課する理念に従う計帳とは、全く異質な複雑化した帳簿体制に移っている。一般的に唐後期兩税法時代は五代・宋へ連続性が強く、籍帳制も基本的に後代との関連で追求される必要があり、残された課題である。

(3) 韋慶遠『明代黄冊制度』(中華書局、一九六二)参照。

(4) 皇甫謐(二一五—八二)撰『帝王世紀』(『続漢書』郡国志一劉昭注所引)に「自天地設闢、未有經界之制。三皇尚矣。……及禹平水土、還為九州、今禹貢是也。是以其時九州之地、凡二千四百三十万八千二百二十四頃、定墾者九百一十万八千二百二十四頃、不墾者千五百万二千頃、民口千三百五十五万三千九百二十三人。……及周公相成王、致治刑錯、民口千三百七十一万四千九百二十三人、多禹十六万一千人、周之極盛也。……至齊桓公二年、周莊王之十三年(前六八四)、五千里内、非天王九侯之御、自世子公侯以下至於庶民、凡千一百八十四万七千人、除有土老疾、定受田者九百万四千人。……然考蘇・張之說、計秦及山東六国、戎卒尚存五百余万、推民口數、尚当千余万。……元始二年(二)、郡・国百三、県・邑千四百八十七、地東西九千三百二里、南北万三千

三百六十八里、定墾田八百二十七万五千三百三十六頃、民戸千三百二十三万三千六百一十二、口五千九百一十九万四千九百七十八人。多周成王四千五百四十八万五千五百五十五人、漢之極盛也。……中元二年(五七)、民戸四百二十七万六千六百三十四、口三千一百一十七万八千二百八十人。……永寿二年(一五六)、戸千六百七十七万九千六百六、口五千六万六千八百五十六人。……景元四年(二六三)、与蜀通計民戸九十四万三千四百二十三、口五百三十七万二千八百九十一人。又案正始五年(二四四)、揚威將軍朱照日所上與之所領兵戸凡十三万二千、推其民數、不能多蜀矣。昔漢永和五年(一四〇)、南陽戸五十余万、汝南戸四十余万、方之於今、三帝鼎足、不踰二郡、加有食祿復除之民、凶年飢疾之難、見可供役、裁若一郡。以一郡之人、供三帝之用、斯亦勤矣。自禹至今二千余載、六代損益備於茲焉。』(『後漢書』志一九、三三八—三九頁)とみえ、杜佑『通典』卷七歷代盛衰戸口に載せる禹・周公・桓公・戰国時の戸口も『帝王世紀』に拠っている。皇甫謐の所伝は三世紀中葉の載籍戸口が漢代に比し激減している現実に立脚し、兩漢の戸口の繁富を強く意識し且つ漢代に毎帝の統計の伝わる状況を前提として、上代以来の変遷をたどっている。聖人と目される周公時を最高とし、以降戦国時代まで戸口の増加を認めぬ所にその上代觀の反映がうかがわれる。

(5) 『大唐六典』卷五兵部職方郎中条は「凡地圖、委州府、三年一造、与板籍、借上省。」とあり、『統治治通鑑長編』卷一八太平興国二年(九七七)閏七月丁巳条に「故事、每三年一令天下貢地圖与版籍、皆上尚書省。」とみえる。但し『新唐書』卷四六百官志職方郎中条には「凡図經、非州縣增廢、五年乃脩、歳与版籍、借上。」とみえ、『唐会要』卷五九職方員外郎項によると建中元年(七八〇)十一月廿九日の請により州図の送省を三年一回から五年一回に改め、後またもとどおり三年ごとに戻ったとあるので、建中以降しばらく五年ごとの時期があった。

二 古代籍帳の発見と研究

正史をはじめとする豊富な史籍を伝存した中国では、編纂史書の素材となった原史料は早く湮滅に帰するのが通例であった。従って古代・中世の文書や記録も今日に伝えられるものは極めて稀である。この点は奈良時代以来の古文書や平安時代以降の日記類を夥しく伝存する日本とは、史料遺存状況がちやうど対照的であるといつてよい。中国で従来伝承された唐以前の文書類は、名家の尺牘等が法書として珍重されるぐらいで、それも原本の存する物は殆ど無く多くは模本か法帖

であった。⁽¹⁾ 公文書となると、わずかに史書の引用を通じ、例えば漢代制策（『史記』卷六〇三王世家）や劉宋皇太子監國時の儀注書式（『宋書』卷一五札志二）をうかがい、或いは石刻により唐初の教や牒（少林寺賜地牒）⁽²⁾の実例を知るという間接的知見にとどまらざるを得なかった。

戸籍についても、『史記』や『博物志』の伝える陽慶や司馬遷の肩書き⁽³⁾を通じ、漢代名籍の書式を伺う程度であった。

ところが二十世紀に入り、内陸アジアの考古学的調査・探検の結果、新疆地方の沙漠地帯の乾燥のおかげで木質や紙の繊維が千年～二千年の風雪に耐え遺存するものが発見された。同時に著名な仏教遺跡敦煌千仏洞（莫高窟）の一耳洞に一千年近く封蔵されていた、数万点の写経を主とする文献が白日のもとにさらされ、英・仏・露・日等の探検隊の入手する所となり、広く世界に知られるようになった。これが名高い敦煌文書である。トゥルファン盆地やロプノール・コータン等新疆各地で発見された木簡や紙文書・写経等は、住居址・寺院址・防衛設備・古墳等から発掘され殆ど断簡零葉であつたのに比し、敦煌では洞内に堆積封固されていたため卷子や冊子の形を留めるものが多く、内陸アジア発見古代文献の代表と目されたのも当然といえる。

敦煌文献は十一世紀初に封閉されたとみられほぼ西紀一〇〇〇年の少し後を下限とし、上限は五胡時代の北涼・西涼（四世紀末）ごろにさかのぼるが、遺存の大半を九・十世紀の写本が占め、板本は数十点とかぞえるほど僅かであり、基本的に写本時代末期に属す。内容は敦煌諸寺の経蔵や寺庫から不要となつて退蔵もしくは廃棄された仏教文献・寺院文書が殆どを占め、布絹の幢幡や仏画等も加え中古仏教文化の宝庫であることは周知の通りである。

しかし仏寺と交渉をもつ限りにおいて俗世間の諸文書も入りこんでおり、本来仏寺と無関係の官文書さえ廃紙の紙背利用を通じ敦煌文献中に相当含まれている。西涼や西魏の籍帳各一点を含め唐代を中心に十数点の戸籍類は、まさにこうした形でその中に見出された。オーレル・スタイン探検隊将来の西涼籍断簡（録文一）は、大英博物館のライオネル・ジャイルズ氏によつて研究され一九一五年に通報誌上に全文が発表された。⁽⁵⁾これは中国古代戸籍のものとの姿が初めて世に知られた記念碑的著作であり、しかもそれが今日まで最古の例と認められる五世紀初めの原物たる点で、注目すべき貢献であつたといわねばならぬ。膨大な敦煌文書中

にも五胡時代の資料は極めて僅かしかなく、写経類以外の文書はこの建初十二年籍一点というユニークな存在であり、木簡から紙の時代に入つて一世紀そこそこの戸籍という点でも、漢晋簡と比較検討に値する重要資料とみられる。

日本の大谷探検隊が新疆各地から将来した資料にも若干の戸籍断片が含まれており、内藤虎次郎・富岡謙蔵・羽田亨・瀧精一ら諸氏の整理を経て、戸籍断片の写真をも含む豪華図録『西域攷古図譜』二大帙が刊行されたのは、ちょうどジャイルズ氏の論文の出た同じ一九一五年であつた。トゥルファン盆地アスターナ地方の古墳から発掘され、王樹枏氏の手を経て橘瑞超氏らの将来する所となつた「樹下美人」・及び後に日本にもたらされた「樹下人物」両図は、もと墓室の中に飾られた屏風様の対面とみられるが、その背面に唐の開元四年〔西州〕柳中県高寧郷籍が数葉貼付されていた。図譜編纂当時は「樹下美人図」のみ調査され、「人物図」は未だ存在を知られず、たまたま「美人図」背貼は籍面が画紙に貼合わされて本文がみえず、戸籍の紙背縫書のみ撮影され図譜に採録された。⁽⁶⁾今日の「樹下美人図」は熱海美術館の所蔵となつてゐるが、背貼文書は曾て剝離されたまま行方不明ときく。一九二五年わが国にもたらされ東京国立博物館東洋館現蔵の「樹下人物図」⁽⁷⁾にも、同じ開元四年柳中県籍二断卷（録文二九）と開元ごろの交河県差科簿（録文七五）が裏貼りに使われており、近年絵画から分離して卷子装にして保管されている。「美人図」背貼とも一連の同郷の籍に属すが、『西域攷古図譜』に写真の残る縫背注記と同一個所は見出されず、旧「美人図」背貼が「人物図」背に貼り替えられたとみることはできない。トゥルファン盆地から発見された戸籍断片は大谷・ルリコック等プロイセン隊将来品、更に近年中華人民共和国の考古学者の発掘品を加えると数十点に上る。しかし数紙に及ぶまとまつた例は「人物図」背貼の他は手実・点籍様が知られるにすぎず、それだけに「美人図」背貼の紛失が惜しまれ、将来の万一の再出現が期待されるのである。

大谷探検隊将来官私文書のめぼしい物は『西域攷古図譜』に数十点収録され、唐代戸籍も数点含まれ、中に『論語』（鄭注）紙背の部曲籍（録文三八）の如き珍しい資料も見出されるが、何分にも数行乃至二三行の細片ばかりなので特に研究者の注意を引くに至らなかったのも無理はない。

やがてロンドンのスタイン将来敦煌資料中の戸籍が狩野直喜⁽⁸⁾・浜田耕作氏⁽⁹⁾の注目する所となり、部分的に紹介された。特に狩野氏録文に含まれる大暦四年手実

(録文一五)・雍熙二年(録文三一二)と至道元年請受田簿(録文三一五)について、来日中の王国維氏が研跋を加え跋文を書かれたことは、唐代籍帳に対する本格的研究のさきがけとして特筆に値する。『六典』や『唐会要』所収開元十八年勅などの造籍規定と大曆籍(手実)を対比し、法律制度と現実の文書がいかに対応した点で一致せぬかを解明することにより、本跋文が戸籍の史料価値にまで犀利な見通しを示す点はさすがである。

ついで唐代社会経済史専攻の玉井是博氏が敦煌戸籍に着目し、均田制の実況を戸籍の受田記載から追求されるに至り、均田制の理解にとって断巻とはいえ当代文書が貴重な手がかりを与える点が明らかとなった。かように歴史家が戸籍に注目するようになりその組織的研究の必要が感じられた際に、パリでペリオ将来敦煌本を広汎に実査された那波利貞氏が、従来紹介されていた戸籍の数倍に上る敦煌戸籍(差科簿を含む)を学界に提供され(一九三四年¹³)、ここに研究は新段階を迎えた。那波氏は両唐書地理志の伝える各州統計の戸当口数約五人と敦煌籍(特に天宝六載籍)の戸当口数約一〇人の不一致を問題とされ、暗に正史の所伝の信憑性に疑問を呈したが、この視角は後に日野開三郎氏に受継がれている。しかし那波氏紹介戸籍は右の論点をこえて、唐の戸令・田令規定の分析からひいては八世紀土地制度の解釈に至るまで、多くの新見が生まれるきっかけをなした点で、忘れられぬ貢献をした。

以降数百年間は籍帳研究の最も盛んな時期となり、仁井田陞・鈴木俊両氏を中心に敦煌戸籍(主として盛唐期に属す)の解明は大きな前進を示した。その代表的成果の一つが鈴木氏による唐籍已受田記載の「永業」・「口分」の名目化・已受率の低さ指摘から、ひいては均田制の虚構的性格の側面を浮彫りにした論考であり、もとより均田制が前代乃至当代にも地域的に実施された点を顧慮すべきであり、また田令規定の相当部分の空文化が確かであったとしてもそれらの立法の因由と意義を考える必要は残るけれども、唐代の後期均田制の本質を把握するに鈴木論文が一定の寄与を果たした点は疑いない。これに対し法制史の立場から仁井田氏は戸籍資料を包括的に検討し、造籍法をはじめとする伝存文献資料との対応も深められ、『唐宋法律文書の研究』に豊富な録文とともに古代戸籍の研究が一応集大成された¹⁵。均田制に關してもその実施例を挙げて鈴木説の一面性を批判し、盛唐のトゥルファン文書では田制のあり方が敦煌と一様でない点にも注意を及ぼして

いる。『西域攷古図譜』所収戸籍断片や中村氏書道博物館所蔵籍帳の価値を明らかにしたのも仁井田氏の研究であり、農民家族に複合型の少なくない点や二妻・三妻の存在も同氏の注意をひいた。

本國中華民国においても中国社会史論戰等を経て、社会経済史研究の勃興により戸籍資料は注目され、陶希聖氏を代表者とする食貨半月刊誌に「唐戸籍簿叢輯」の掲載を見た¹⁶。その内容は那波氏録文に多くを加えず、直接原本から採録したものがなくすべて既刊文献よりの転引であり、オリジナルな価値に乏しいけれども、籍帳資料をまとめ利用しやすい形に提供することを意図した先駆として、研究史上一定の役割を果たした点は否定しえない。

籍帳資料の重要性にもかかわらず、その研究が数十年にわたり順当に進展をみなかった最大の原因は、敦煌・トゥルファン文書の主要部分が諸外国の探検隊により別々に各国に将来され数箇所(英国スタイン探検隊将来文献はロンドン大英博物館とインド省図書館に、仏国ペリオ隊のそれはパリの国立図書館、独逸諸隊のそれはベルリンのプロイセン科学アカデミー、露國諸隊の物はレニングラードのアカデミー支所)に分蔵されたため、その整理と閲覧利用に困難が大きかった所にある。従って一九三〇年代に未だ存在の明らかでなかった籍帳が、文書整理の進行につれて五〇年代に至り学界に紹介されるといった現象が見られ、今日もなお今世紀初発見にかかる敦煌・吐魯番文献の整理編目は未だ完成しておらず、その全貌はなお確認し得ぬ現状である。

しかしながら敦煌文献について、日本の榎一雄氏の指導下に一九五四年大英博物館所蔵スタイン将来漢文資料全部のマイクロ撮影が実現して以来、旧時の個別の筆写・撮影に頼る方法は一変し、マイクロを通して組織的に検索を進めることが可能となった。但だ所蔵機関によつてはマイクロ撮影にもかなり制限を伴ない、未だ公開に至らぬ部分が残されているものの、主要部分は既にわが国の東洋文庫等で閲覧できる状態となっている。

かかる第二次大戦後の資料利用の画期的改善を推進した山本達郎氏は、籍帳類の紹介研究に力を注がれ、ロンドン・パリ・レニングラード所在の戸制・田制関係文書を多数学界に報告された¹⁷。中でも西魏計帳様文書の研究は、始めて北朝期の根本史料を提供して隋唐に展開する公課制・土地制度の史的理解を深めるのに重要な貢献をした(第二章三参照)。